

# 大会およびスポーツ活動における商業ロゴマーク等取扱い規程

## (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下、「本連盟」という)の選手強化委員会により「強化指定選手」に指定された競技者(以下、「指定競技者」という)が着用する競技用ユニフォーム等に付けることができる商業ロゴマーク等の取扱いに関することを定める。

## (商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 商業ロゴマークの使用基準は以下のとおりとする。

1. 商業ロゴマーク等とは、スポンサー及び後援者等のロゴマーク並びに会社等の商標をいう。
2. 競技用ユニフォーム等とは、競技用ユニフォーム及びジャージーをいう。
3. 商業ロゴマーク等を使用できる者は、指定競技者に限る。
4. 指定競技者が、着用する競技用ユニフォーム等に付けることができる商業ロゴマーク等について、以下の通り取り扱う。
  - (1) 使用される商業ロゴマーク等は、**36cm<sup>2</sup>(縦6cm×横6cm)**以内とし、競技用ユニフォーム等のウエストより上の位置で、胸部の外上腕部のいずれか1箇所、それぞれ1つずつ許される。
  - (2) 商業ロゴマーク等は、武術太極拳競技に相応しい品位を損なわない商品、サービス又は企業広告とし、事前申請(別紙様式の「商業ロゴマーク等の使用申請書」)の承認を受けたものに限る。
5. 指定競技者が、本連盟により承認を受けた商業ロゴマーク等を使用できる大会は「全日本武術太極拳選手権大会」及び「全日本武術太極拳競技会」とし、国内外を問わずそれ以外の大会では使用することはできない。なお、指定競技者が大会以外の訓練等を含むスポーツ活動において使用することは認める。

## (申請方法)

第3条 商業ロゴマーク等を使用する1ヶ月前までに、その表示内容、貼付箇所、個数、大きさ等を明記した、「商業ロゴマーク等の使用申請書(別紙様式)」を団体登録責任者及び加盟団体長を経由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

## (承認手続)

第4条 承認の手続きは、本連盟選手強化委員会で内容を確認した上、規程の範囲内で特に指摘する事項がない場合は、申請者への承認通知は省略する。

## (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## (附則)

本規程は、令和元年6月1日以降から施行する。(令和元年5月31日理事会承認済)

以上

# 商業ロゴマーク等の使用申請書

公益社団法人 日本武術太極拳連盟 御中

指定競技者	フリガナ		
	氏名		
連絡先	住所	〒	
	電話番号		FAX
所属する 都道府県連盟	団体名		
	フリガナ		
	代表者		
	連絡先	〒	TEL
		FAX	

商業ロゴマーク 等についての 基礎データ	企業名		
	所在地		
	TEL		FAX
	業務概要		
	使用期間	_____年 ____月 ____日 ~ _____年 ____月 ____日(	
添付書類 各1部 (A4判使用)	<input type="checkbox"/> 企業概要(会社案内・パンフレット等)		<input type="checkbox"/> その他(内容記入)
	<input type="checkbox"/> 商業ロゴのサンプル		
	<input type="checkbox"/> 競技用ユニフォーム等へのレイアウト見本		

※商業ロゴマーク等を使用する1ヶ月前までに提出すること

商業ロゴマーク等取扱い規定を遵守します。

年 月 日

申請者

印

加盟団体名

代表者

印